

小牧岩倉衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画（第2期）

令和3年4月1日

小牧岩倉衛生組合

小牧岩倉衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき小牧岩倉衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、小牧市・岩倉市の両市に関する一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理並びにこれらに附帯する事務を行う特殊性を考慮の上、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課庶務係を担当課として、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組内容

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に関する内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、以下のとおり目標を設定する。

(1) 年次有給休暇の取得

① 数値目標

年次有給休暇の目標平均取得日数が12日を下回らないようにする。

② 取組内容

年次有給休暇の取得の促進を図るとともに、次の取組を行うこととする。

ア 課長等は、職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得の促進に努める。

イ 課長等は、職員が年次有給休暇を取得できるよう、相互応援ができる体制を整備する。

ウ 休日等と年次有給休暇を組み合わせた連続休暇の取得を促進する。

(2) 時間外勤務の縮減

① 数値目標

毎週水曜日に定時退庁する職員の割合を100%にする。

② 取組内容

時間外勤務は、本来公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を深め、安易に時間外勤務が行われることがないように指導を徹底するとともに、次の取組を行うこととする。

ア 一斉定時退庁日を毎週水曜日とし、定時退庁日の実施徹底を図る。

イ 時間外勤務が特定の職員に偏らないように職員間の業務量の平準化を図る。

(3) 女性の活躍の推進に向けた取組

本組合は、小規模団体で職員数が少なく、女性職員は限られていることから、数値目標として掲げられる項目がないため、女性職員の活躍推進に向けては仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図り、働きやすい職場環境づくりと併せて、以下の取組を進めることとする。

ア 積極的に女性職員を外部研修に派遣する。

イ 女性職員を各種検討会や会議のメンバーとして構成し、女性の感性や能力が活かされる機会を積極的に設ける。